

文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱新旧対照表

改正後（案）	現行
文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱 15 文福育第 1599 号平成 16 年 3 月 31 日 17 文福育第 1866 号平成 18 年 3 月 15 日一部改正 18 文男保第 1092 号平成 19 年 1 月 9 日一部改正 18 文男保第 1550 号平成 19 年 3 月 30 日一部改正 28 文子幼第 915 号平成 28 年 4 月 1 日一部改正 2021 文子幼第 10053 号令和 4 年 3 月 30 日一部改正 2025 文子幼第 10664 号令和 8 年 3 月 31 日部長決定 第 1 条～ 7 条 【略】 （幹事） 第 8 条 専門委員会に幹事を置く。 2 幹事は、<u>こども未来</u>部長の職にある者、保健衛生部長の職にある者、資源環境部長の職にある者及び施設管理部長の職にある者とする。 3 幹事は、会議に出席して意見を述べるができるものとする。 （事務局） 第 9 条 専門委員会の事務局は、<u>こども未来</u>部幼児保育課に置く。 第 10 条 【略】 <u>付 則</u>	文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱 15 文福育第 1599 号平成 16 年 3 月 31 日 17 文福育第 1866 号平成 18 年 3 月 15 日一部改正 18 文男保第 1092 号平成 19 年 1 月 9 日一部改正 18 文男保第 1550 号平成 19 年 3 月 30 日一部改正 28 文子幼第 915 号平成 28 年 4 月 1 日一部改正 2021 文子幼第 10053 号令和 4 年 3 月 30 日一部改正 第 1 条～ 7 条 【略】 （幹事） 第 8 条 専門委員会に幹事を置く。 2 幹事は、<u>子ども家庭</u>部長の職にある者、保健衛生部長の職にある者、資源環境部長の職にある者及び施設管理部長の職にある者とする。 3 幹事は、会議に出席して意見を述べるができるものとする。 （事務局） 第 9 条 専門委員会の事務局は、<u>子ども家庭</u>部幼児保育課に置く。 第 10 条 【略】

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。